

吉野川市告示第27号

吉野川市狩猟免許取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

吉野川市長 原 井 敬

吉野川市狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための対策として、鳥獣の捕獲等を行うために必要な狩猟免許の取得に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する吉野川市狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新たに狩猟免許（狩猟免許試験を受ける前において現に取得している狩猟免許と別の種類の狩猟免許を含む。以下同じ。）を取得した者であること。
- (2) 狩猟免許を取得した日から2年を経過しない日までに、吉野川市地区猟友会に所属している者であること。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 徳島県が行う狩猟免許試験に係る手数料
- (2) 一般社団法人徳島県猟友会が行う講習（狩猟免許試験のためのものに限る。）の受講に係る費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の交付対象経費の合計額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、吉野川市狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 取得した狩猟免許に係る狩猟免状の写し
- (2) 第3条の交付対象経費に係る領収書の写し

- (3) 振込先の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、吉野川市狩猟免許取得補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定（以下「交付決定」という。）を受けた者に対し、補助金を交付する。  
(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請の内容に虚偽があったと認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、吉野川市狩猟免許取得補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、当該交付決定を受けた者に通知する。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。  
(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に取得した狩猟免許について適用する。